

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問(情)第494号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった行政文書部分開示決定で不開示とした情報のうち、個人の氏名及び住所並びに法人の法人名及び住所の部分については開示すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成21年6月21日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、次のとおり行政文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

- ・ 開示の請求をした行政文書の件名又は内容

〇〇施設の使用料問題に関して、行政不服審査法に基づいて提出された異議申立書の全ての内容

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、次のとおり行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成21年7月6日付けで異議申立人に通知した。

(1) 対象文書

〇〇施設を利用する権利に関する処分についての異議申立書（32件）（以下「本件対象文書」という。）

(2) 不開示理由

条例第10条第2号及び第3号に該当

3 異議申立て

異議申立人は、平成21年7月26日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による全部改正前のもの）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件対象文書の不開示部分うち住所、氏名（法人名）及び印影の開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分は、条例第11条第2項により、「公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる」、又は第12条により、「公益上特に必要があると認められる」ときに該当するにもかかわらず、本件対象文書の異議申立人（以下「別件異議申立人」という。）の氏名・住所を不開示にしている。
- (2) 本件対象文書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の4第4項の規定により、県議会に諮問されたものである。また、その事実は、条例第17条第4項に基づき、広島県行政情報コーナーで閲覧等ができることが、平成21年7月6日付け水産第119号の情報公開条例適用除外通知書に明記されている。
- (3) 以上のことから、本件処分において不開示とされた本件対象文書に係る住所及び氏名等を適正に開示するよう要求する。

なお、異議申立人からは、「異議申立書の補正について（回答）」と題する文書により、「異議申立ての趣旨及び理由については、開示請求の対象とした32件それぞれの「異議申立書にかかる住所及び氏名（法人名）」のほか、補正通知で初めて明らかにされた「印影」についても開示要求の対象とする（している）」旨の補足説明がなされている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件処分で部分開示した本件対象文書中の別件異議申立人のうち個人の

氏名，印影，住所及び年齢は，特定の個人が識別され，又は識別され得る情報であり，条例第10条第2号に該当するため当該部分を不開示とした。

2 本件処分で部分開示した本件対象文書中の別件異議申立人のうち法人の法人名，印影，住所，代表取締役名及び年齢は，〇〇施設の使用申請を不許可とされた法人についての情報であり，公にすることにより，当該法人等の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり，条例第10条第3号に該当するため当該部分を不開示とした。

3 本件処分の対象文書の異議申立ては，地方自治法第244条の4第4項の規定により，平成21年6月議会で，平成21年諮問第1号「公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立てについて」という議案により県議会に諮問されている。その議案に何を記載するか，また，条例上の個人情報等をどのように記載するかは法律に規定はなく，各自治体の判断によるものである。

4 よって，議会に諮問したことにより，個人からの本件対象文書そのものに記載された個人情報条例第10条第2号ただし書イの「法令等の規定により又は慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報」には該当せず，同号ただし書ロ及びハにも該当しない。また，法人からの本件対象文書については使用許可申請を不許可とされた法人名等は，同条第3号の「当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」であることに変わりはない。

5 なお，異議申立人は条例第12条による開示をすべきと主張しているが，議会に諮問されているのは本件対象文書そのものではないため，本件対象文書に記載された個人情報等の不開示情報を開示することについて「公益上特に必要があると認めるとき」と判断しなかったため不開示とした。

6 以上のことから，上記の情報を不開示とした本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件処分の妥当性について

実施機関は，本件請求に対し，本件対象文書を特定し，その一部を条例第10条第2号及び第3号に該当するとして本件処分を行った。

本件対象文書の不開示部分は、個人から提出されたものにあつては、氏名、印影、住所及び年齢、法人から提出されたものにあつては、法人名、印影、住所並びに代表者の氏名及び年齢であった。

これに対し、異議申立人は本件対象文書の不開示部分のうち個人から提出されたものにあつては、氏名、住所及び印影（以下「本件不開示部分1」という。）、法人から提出されたものにあつては、法人名、住所及び印影（以下「本件不開示部分2」という。）の開示を求めていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、本件処分の妥当性について検討する。

(1) 本件不開示部分1について

条例第10条第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

本件不開示部分1は、いずれも個人に関する情報であつて、一体として特定の個人が識別されるもの（条例第10条第2号本文前段該当）と認められる。

次に、条例第10条第2号ただし書イにおいて、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する場合は、不開示情報から除かれるため、本件不開示部分1が、同号ただし書イに該当するか否か検討する。

地方自治法第244条第1項に規定する公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立ての制度として、地方自治法第244条の4第4項（本件請求当時の規定）に、普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立てがあつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならないと規定されている。

このため、実施機関は、実施機関が行つた「〇〇施設を利用する権利に関する処分」に係る別件異議申立人32名からの異議申立て（以下「別件異議申立て」という。）について議会に諮問するため、平成21年6月定例会へ

議案を上程した。

当該議案を確認したところ、当該議案には、別件異議申立ての理由等のほか、別件異議申立人32名の氏名又は法人名及び住所も記載されていた。

実施機関において、県議会へ上程した議案は、県民が閲覧できる行政資料として広島県行政情報コーナーへ配架されており、当該議案も同コーナーへ配架されているため、当該議案に記載されている情報は、慣行として公にされている情報であると認められる。

そうすると、本件不開示部分1のうち個人の氏名及び住所は、条例第10条第2号ただし書イに該当することから、開示すべき情報である。

一方、本件不開示部分1のうち印影は、条例第10条第2号ただし書イに該当するとの事情は認められず、同号ただし書ロ及びハに該当しないことは明らかである。そして、個人識別部分である個人の氏名が開示される場合、条例第11条第2項による部分開示の余地はない。

したがって、本件不開示部分1のうち、個人の氏名及び住所は、条例第10条第2号ただし書イに該当し、開示すべきであるが、印影は、条例第10条第2号本文前段に該当することから、不開示とすることが妥当である。

(2) 本件不開示部分2について

条例第10条第3号は、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

本件不開示部分2のうち法人の法人名及び住所は、上記(1)のとおり公にされている情報であり、条例第10条第3号には該当しないことから、開示すべき情報である。

一方、本件不開示部分2のうち印影は、法人の代表者印の印影であり、代表者印の印影は、その固有の形状が文書の真正を示す認証的機能を有するものであることから、これを公にすれば、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示部分2のうち、法人の法人名及び住所は、条例第10条第3号に該当しないことから、開示すべきであるが、印影は、同号

に該当し、不開示とすることが妥当である。

2 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成21年 9 月11日	・ 諮問を受けた。
令和 4 年 4 月21日 (令和 4 年度第 1 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 4 年 5 月26日 (令和 4 年度第 2 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第 2 部会】

石 井 誠一郎 (部 会 長)	弁 護 士
西 條 潤	近畿大学准教授
山 崎 俊 恵	広島修道大学教授